

令和7年9月定例会

民生病院常任委員会 報告事項一覧

報告事項（10件）

- (1) 令和6年能登半島地震における被災家屋等の解体・撤去事業の実施状況及び事業期間の延長について
(市民生活部 環境課 資料1)
- (2) 「いみず地域共生プラン」中間見直しについて
(福祉保健部 地域福祉課 資料1)
- (3) ひとり暮らし高齢者等の除雪対策支援の強化について
(福祉保健部 地域福祉課 資料2)
- (4) 射水市社会福祉施設物価高騰対策支援事業補助金について
(福祉保健部 社会福祉課、介護保険課 資料1)
- (5) ケアプランデータ連携システム活用促進事業の実施について
(福祉保健部 介護保険課 資料1)
- (6) 令和7年度「デジボックとやま」実証実験プロジェクトの採択について
(福祉保健部 介護保険課 資料2)
- (7) 第4次射水市食育推進計画の骨子（案）について
(福祉保健部 保健センター 資料1)
- (8) こども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成事業の拡充について
(福祉保健部 保健センター 資料2)
- (9) 高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種の実施について
(福祉保健部 保健センター 資料3)
- (10) 令和6年度射水市病院事業会計の決算見込みについて
(射水市民病院 経営管理課 資料1)

令和 6 年能登半島地震における被災家屋等の解体・撤去事業の
実施状況及び事業期間の延長について

1 実施状況（令和 7 年 8 月 1 8 日現在）

区 分		備 考
解体見込数	1 2 4 件	公費解体 1 1 0 件 自費解体 1 4 件
申請受付数	1 1 4 件	解体完了 8 6 件、施工中 1 3 件、入札準備中 1 5 件
今後の申請見込数	1 0 件	個別の理由により申請に至っていないが、今後、申請を予定している方

2 事業期間の延長について

公費解体の事業期間については、申請受付や工事発注の状況から令和 7 年 9 月末に完了する見込みであったが、公費解体の申請を予定している方で必要書類の準備等に時間を要し、未だ申請に至らない方がいることから、引き続き個別の理由に配慮するとともに、事業期間を令和 8 年 3 月末まで延長するもの。また、このことに伴い災害廃棄物仮置場の設置期間についても同様に延長する。

「いみず地域共生プラン」中間見直しについて

本市では、令和 3 年 3 月に地域福祉を推進する指針として、「いみず地域共生プラン（第 2 次射水市地域福祉計画・第 3 次射水市地域福祉活動計画）」を策定し、「地域共生社会」の実現に向けて取り組んできた。

令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間としており、令和 7 年度はプランの期間の中間年度にあたることから、中間評価・見直しを行い、計画策定以降の法改正や各種計画との整合性、国の動向なども盛り込みながら、計画と現状の乖離を修正することでプランの更なる深化を図っていく。

1 中間見直しの方向性

●今回はプランの「中間見直し」であるため、現行プランの「いみず地域共生プラン（第 2 次射水市地域福祉計画・第 3 次射水市地域福祉活動計画）」をベースとしつつ、以下の 3 つの方針をもとに見直しを行う。

方針①

誰が見ても見やすい・
わかりやすい計画に

内包する計画や事業が増えることから、誰が見ても理解しやすい計画となるよう、全体の見直しを行う。

方針②

福祉分野の時流や市の現状に
合わせて更新

5 年間の国や市の動向、市の現状に合わせて、必要に応じた各項目の充実・見直しを行う。

方針③

重層的支援体制整備事業の
効果的な位置づけ

重層的支援体制整備事業を効果的に活用し、包括的な支援体制が整備できるよう、本プランとの関係性を明確にする。

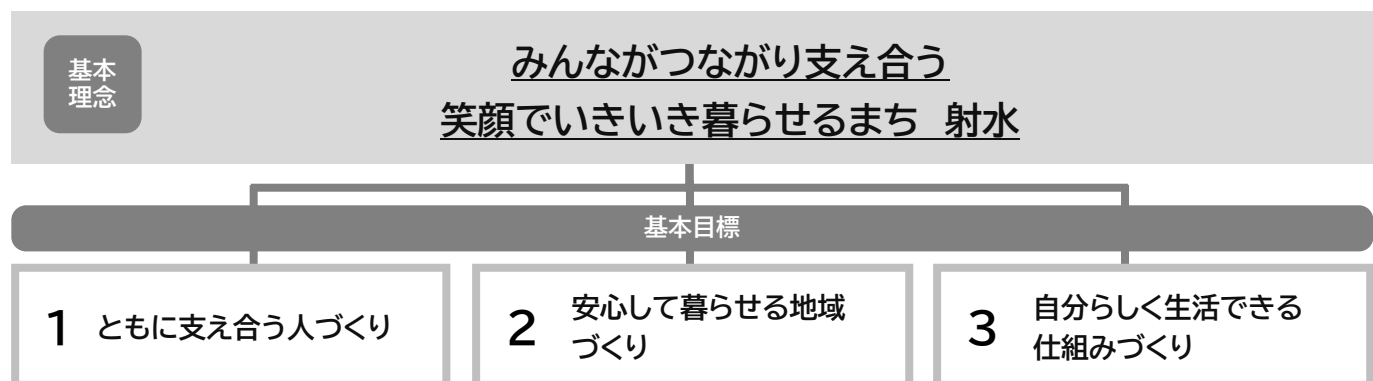
2 これまでの経過及び今後の予定

年 月	内 容
令和 7 年 2 月	第 1 回いみず地域共生プラン策定委員会を開催 ・ 中間見直しの概要説明 ・ 市民アンケート調査項目の検討
3 ～ 4 月	市民アンケート調査を実施（市内の 18 歳以上 2,000 人を対象）
4 ～ 5 月	団体・関係者調査を実施（市内で活動する 175 の団体や事業所等を対象）
7 月	第 2 回いみず地域共生プラン策定委員会を開催 ・ 各種調査結果の報告 ・ 骨子案の検討
7 ～ 8 月	庁内ヒアリングの実施
9 月	市議会定例会で骨子案を報告
10 月	第 3 回いみず地域共生プラン策定委員会を開催 ・ 素案の検討
12 月	市議会定例会で素案を報告
12 月	素案のパブリックコメントを実施
令和 8 年 2 月	第 4 回いみず地域共生プラン策定委員会を開催 ・ 最終承認
3 月	市議会定例会で確定案を報告

3 「いみず地域共生プラン」中間見直し骨子案

(1) 基本理念と基本目標について

- 現行プランは、基本理念「みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水」、基本目標「1 ともに支え合う人づくり」「2 安心して暮らせる地域づくり」「3 自分らしく生活できる仕組みづくり」のもと、推進されている。
- 今回は中間見直しであるため、プランの骨格である基本理念、基本目標は現行プランを踏襲し、引き続き、みんながつながり支え合うことで、様々な地域生活課題を抱えながらも、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち自分らしく笑顔で暮らしていけるような「地域共生社会」の実現を目指す。



(2) プランの構成について

- 見直しにあたり、新たに「認知症施策推進計画」を包含し、「重層的支援体制整備事業実施計画」を一体的に策定することから、内包する計画や追加事業が理解しやすいよう、下記のような構成とする。

現行プラン	中間見直し後
第1章 計画の策定に当たって	第1章 計画の策定に当たって
1 地域福祉計画とは 2 地域福祉活動計画とは	1 計画策定の背景と目的
3 計画策定の背景 4 計画の新たな視点	2 計画の位置づけと法的根拠
5 計画の位置付け 6 計画の期間	3 計画の期間
7 計画策定の手法	4 国等の踏まえるべき動向
第2章 市の現況と課題	第2章 市の現況と課題
1 人口等の現況 2 福祉に関する市民等の意識	1 人口等の現況 2 福祉に関する市民等の意識
3 計画に係る指標の中間評価	
第3章 計画の基本的な考え方	第3章 計画の基本理念と基本目標
1 基本理念 2 基本目標	1 基本理念 2 基本目標
3 計画の体系	3 計画の体系
第4章 施策の展開	第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画
基本目標1 「ともに支え合う人づくり」	基本目標1 「ともに支え合う人づくり」
基本目標2 「安心して暮らせる地域づくり」 (成年後見制度利用促進基本計画を包含)	基本目標2 「安心して暮らせる地域づくり」
基本目標3 「自分らしく生活できる仕組みづくり」 (再犯防止推進計画を包含)	基本目標3 「自分らしく生活できる仕組みづくり」 (重層的支援体制整備事業実施計画を包含)
第5章 計画の推進体制と進行管理・評価	第5章 成年後見制度利用促進基本計画
資料編	第6章 再犯防止推進計画
	第7章 認知症施策推進計画
	第8章 計画の推進体制
	資料編

(3) 施策体系について

【新】：新たに追加記載する施策 【拡】：拡充する施策

地域福祉計画・地域福祉活動計画【第4章】 ※地域福祉計画：「社会福祉法」第107条に基づく計画 ※地域福祉活動計画：「社会福祉法」第109条に基づく計画	
基本目標1 ともに支え合う人づくり	
施策の方向1 地域福祉活動の担い手の育成・確保	アンケート調査による住民相互の支え合いに関する意識や、民生委員の認知度等に関する調査結果を踏まえての取組強化
①地域福祉活動を担う人材の掘り起こし・支援 ③福祉教育の推進・福祉意識の醸成【拡】 ⑤ボランティア・NPO活動の推進	②民生委員・児童委員活動の環境整備 ④地域振興会等自治組織との連携・協働
施策の方向2 福祉人材の育成	
①人材の確保・育成・定着支援	②福祉の仕事の魅力発信
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり	
施策の方向1 住民主体の活動環境の整備	
①地域支え合いネットワーク事業の推進	②ケアネット活動の推進
施策の方向2 地域の交流の場や居場所の整備	
①多様な居場所の充実【新】	②地域での交流の促進【新】
施策の方向3 権利擁護の推進	
①成年後見制度の利用促進 ③差別・偏見の解消	②虐待及びDV防止対策の推進
施策の方向4 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり	
①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	②住民の移動手段の確保
施策の方向5 災害時の支援体制の整備	
①避難行動要支援者支援制度の推進	②災害に備えた地域環境の整備【拡】
基本目標3 自分らしく生活できる仕組みづくり	
施策の方向1 多様な課題に対応する支援体制の構築	
①包括的な相談支援体制の整備【拡】 ③制度の狭間にいる人への支援【拡】	②生活困窮者の自立支援 ④更生支援の推進
施策の方向2 福祉分野以外との連携	
①農業・商業と福祉の連携	②多様な主体の参画促進【新】
施策の方向3 福祉サービス事業者への支援	
①地域における公益的な取組の推進 ③市社会福祉協議会の機能強化	②事業者の参入促進・育成支援
施策の方向4 いみず・みんなで・つながって（good）事業の推進【重層的支援体制整備事業実施計画】【新】	
①庁内の部局横断的な連携体制の整備【新】	②重層的支援体制整備事業の推進【新】

成年後見制度利用促進基本計画【第 5 章】

※「成年後見制度利用の利用の促進に関する法律」第 14 条第 1 項に基づく計画

- ①成年後見制度の周知と利用しやすさの向上【**拡**】 ②権利擁護支援の地域ネットワークの構築【**拡**】
③権利擁護支援への多様な主体の参加と地域づくりの推進

アンケート結果によるニ
ーズや身寄りのない世帯
の増加への対応強化

再犯防止推進計画【第 6 章】

※「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条に基づく計画

- ①再び犯罪に手を染めさせない環境づくり ②犯罪をした者等の更生を支援する取組の推進

認知症施策推進計画【第 7 章】

※「新たに共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第 13 条に基づく計画

国の施策の方向性に沿っ
て認知症の人が尊厳を保
持しつつ希望をもって暮
らすことができる社会の
実現を推進

- ①正しい理解を深めるための普及啓発の推進【**新**】 ②認知症の人とその家族を支える取組の推進【**新**】
③認知症予防の推進 ④早期発見・早期対応を支える体制づくり

ひとり暮らし高齢者等の除雪対策支援の強化について

1 趣旨

高齢化の進展や、近年頻繁に発生する集中的な大雪の影響により、自宅玄関から正面道路までの除雪に困難を感じている高齢者世帯が増加しており、日常生活に支障をきたすケースが見られるようになってきた。

これまで本市では、こうした積雪時に支援が必要なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し、「高齢者軽度生活援助事業」、「ひとり暮らし高齢者除雪助成金事業」、「ケアネット事業（社会福祉協議会）」の 3 つの事業により支援を行ってきたが、そのうち「高齢者軽度生活援助事業」において、日常生活援助作業の委託先である（公社）射水市シルバー人材センターとの協議が整ったことから、小型除雪機 2 台を導入し支援の強化を図る。

2 高齢者軽度生活援助事業の概要

在宅で生活する高齢者等に対し、介護保険のホームヘルプサービスでは対象にならない軽易な日常生活上の援助（除雪・清掃・除草等）を行う。（市に事前登録が必要）

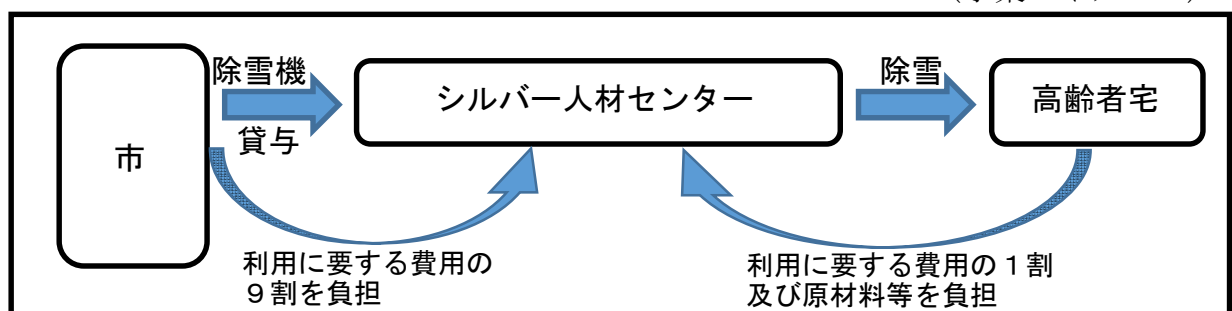
- （1）対 象 者 日常生活の援助が必要な要介護・要支援認定者等で、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯など。
- （2）作 業 内 容 除雪、清掃、除草などの日常生活の援助
（1 回 2 時間程度の軽作業。月 4 回まで。[除草は年 4 回まで。]）
- （3）作業委託先 公益社団法人射水市シルバー人材センター
- （4）利 用 料 利用に要する費用の 1 割及び原材料等

3 高齢者軽度生活援助事業における強化策の内容

小型除雪機 2 台を購入し、本事業における日常生活援助作業の委託先である（公社）射水市シルバー人材センターに貸与することで、これまで手作業で行っていた除雪作業の効率化と、請け負える作業内容の拡大を図り、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の自宅敷地除雪支援体制を強化する。

なお、小型除雪機の活用状況を検証して、今後の除雪対策支援の強化や拡充等について、引き続き検討していく。

（事業のイメージ）



※その他のひとり暮らし高齢者等に対する除雪に関する支援制度の概要

ひとり暮らし高齢者除雪助成金事業

屋根雪下ろしや大規模除雪作業を業者に依頼した場合、経費の一部を助成する。

ケアネット事業（社会福祉協議会）

地区住民により構成されるケアネットチームが、ひとり暮らし高齢者等の要支援者の生活上のニーズを把握し、その人が、その人らしい生活を送れるよう日常生活を支援する。（除雪、見守り、ゴミ出し、買い物支援、外出支援、電球の取替え等）

射水市社会福祉施設物価高騰対策支援事業補助金について

1 内容

原油価格や物価高騰の影響を受けながらも、介護サービスや障がい福祉サービス等を継続して提供する事業者の負担を軽減し、サービスの質の維持を図ることを目的に補助金を交付する。

2 対象事業者

令和7年7月1日を基準日とし、申請時に市内の介護サービス事業所等を運営する法人(93法人、226事業所)

3 申請期間

令和7年10月1日(水)～10月31日(金)

4 支援内容及び補正予算額

区分	支給額	事業所数		予算額
入所系サービス	4,100 円×定員	介護	55	7,425,100 円
		障害	8	578,100 円
通所系サービス	1,300 円×定員	介護	46	1,660,100 円
		障害	36	793,000 円
訪問系サービス	6,500 円×事業所	介護	63	409,500 円
		障害	18	117,000 円
合計			226	10,982,800 円

※県実施の物価高騰対策(食材料費、光熱費、車両燃料費高騰分)と同額

※令和7年7月～令和7年9月分

5 定員別事業所数

入所系		通所系	
定員	事業所数	定員	事業所数
1～29人	42	1～19人	34
30～49人	7	20～39人	35
50～69人	5	40～59人	11
70～89人	4	60人～	2
90～109人	3		
110人～	2		
計	63	計	82

6 予算措置

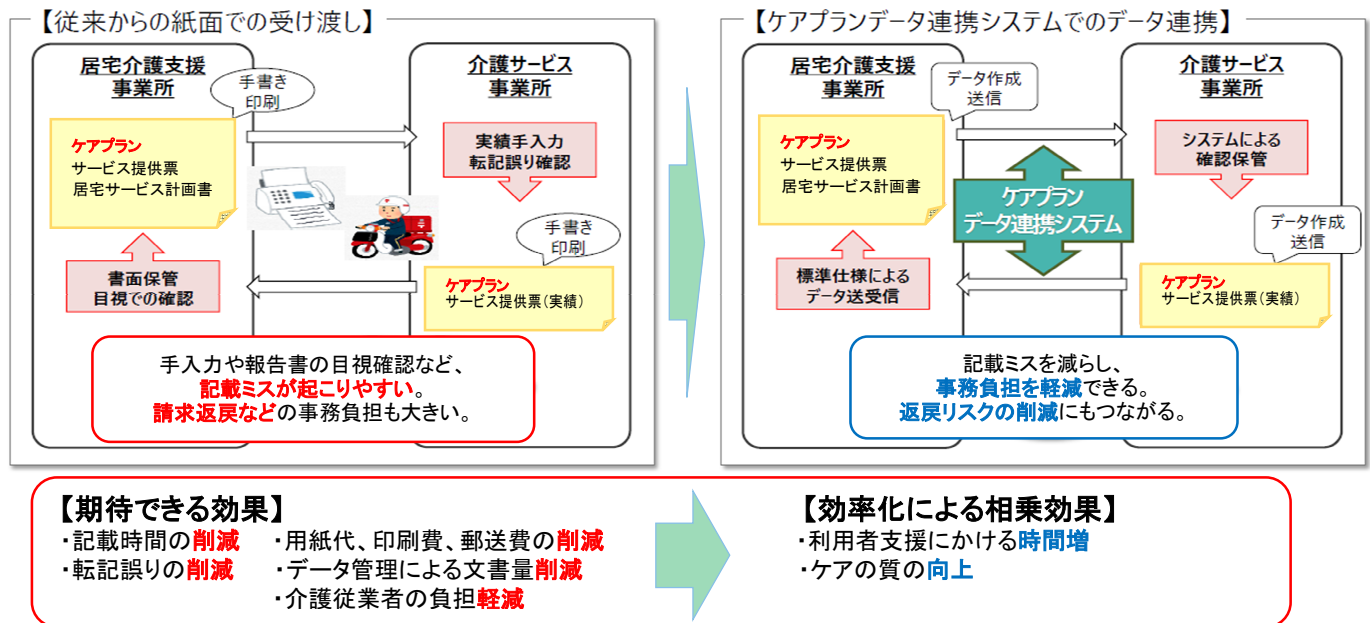
歳入	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	10,984千円
歳出	(介護分) 高齢者福祉施設費	9,495千円
	(障害分) 障害者福祉施設支援費	1,489千円

ケアプランデータ連携システム活用促進事業の実施について

1 目的

少子高齢化の進展に伴い、介護需要の拡大や生産年齢人口が減少していくことが見込まれる中、介護テクノロジーを活用し、これまで、紙で郵送やFAXにより行われていた居宅介護支援事業所と介護サービス事業所とのケアプランのやりとりを、公益社団法人国民健康保険中央会が提供するケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）により、オンライン化することで、介護現場の生産性向上を図る。

イメージ図



2 事業の内容

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所における連携システムの導入に対して、研修会の開催や、問合せ対応サポートデスクの設置など伴走支援を行い、市全体での普及を目指し、その効果を発揮するための取組について支援していく。

(1) 対象事業所（令和7年7月1日時点）

・居宅介護支援事業所	31事業所
・地域包括支援事業所	6事業所
・居宅サービス事業所	113事業所
計150事業所	

3 予算措置【介護保険事業特別会計】（令和7年度9月補正）

歳入：県支出金 県補助金 生産性向上普及推進事業費補助金 8,437千円（県10/10）
歳出：総務費 総務管理費 一般管理費 8,437千円

令和7年度「デジポックとやま」実証実験プロジェクトの採択について
【介護サービスの担い手確保と負担軽減】

1 事業概要

県は、デジタルソリューション推進事業として、県や市町村の地域課題の解決策を民間事業者から広く募集し、実証実験を行っている。

今年度、本市が「介護サービスの担い手確保と負担軽減」を課題テーマとして提出したところ、11件の応募があり、書類審査・プレゼン審査を通じて、2件が事業採択され、市内の介護事業所をフィールドに実証実験を行うもの。

2 採択プロジェクト

提案者	実証実験の概要
株式会社タイミー (東京都)	事業所が働いてほしい時間と労働者が働きたい時間をマッチングするスキマバイトサービスを提供しており、介護分野向けの業務の切り出し支援や説明会の開催により、スポットワークの普及・定着を図り、介護現場における人手確保・負担感を解消できるかを実証する。
ダイハツ工業株式会社 (大阪府)	共同送迎専用のAI運行管理システムを提供しており、通所介護施設における送迎業務を共同運行に変えることで、必要な人員・車両・コストを削減し、効率化できるかを実証する。

※別紙「実証実験のイメージ」のとおり

3 経過及び今後の予定

令和7年	5月～6月	事業者へ課題テーマ説明
	7月8日	県が採択事業者を決定 ※以降、定例会議や随時打合せ等実施
	10月頃	実証実験の開始
	12月末	実証実験の終了
令和8年	1月頃	報告会

実証実験の結果を踏まえ、令和8年度以降の事業実施について検討していく。

実証実験のイメージ①

株式会社 タイミー

介護業界に関する豊富なノウハウをもとにした、雇用に関する一貫した支援を連携協定に基づく取り組みと連携して行うことで介護現場における人手確保、負担感の解消を目指す

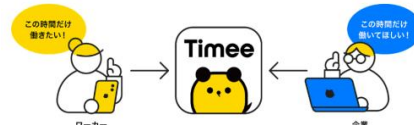
課題

介護職員、看護職員を中心とした
従業員の人手不足

提案施策

従来の「求人サイト」でも「派遣」でもない

「働きたい時間」と「働いてほしい時間」を
マッチングするスキマバイトサービス



スポットワークを活用した
足下の人手不足解消
および**人材定着支援**

効果検証

スポットワーク活用事業所
に対するアンケート調査など
により効果を検証

雇用に関する一貫した支援

スポットワークを活用した人材マッチング支援
だけではなく、**求人を掲載するための業務切り
出しや、人材定着を含めた伴走支援**を実施



介護業界に関する豊富なノウハウ

介護業界専門チームを設け、介護現場における
業務を研究しており、**多忙な現場職員の手を煩
わせず業務の切り出し支援が可能**

スポットワークの活用には、業務の棚卸、切
り出しが重要であり、ワーカーの資格や経験
に応じて業務を依頼

無資格者の業務内容
例：食器・箸準備、食器等洗い、清掃 等

有資格者の業務内容
例：食事介助、見守り、移動介助 等

自治体連携事業

今年5月に射水市と多様な担い手の確保に関す
る連携協定を締結しており、**協定に基づく取り
組みを強化**するかたちで本事業を実施



実証実験のイメージ②

ダイハツ工業株式会社

複数の通所施設を運営する介護法人の送迎業務を一元化し、車両・人員負担の削減を検証

従来の介護施設の送迎スタイル



別々の施設の送迎車が同じ場所に



法人内送迎の共同化



第 4 次射水市食育推進計画の骨子（案）について

1 策定の趣旨

第 3 次食育推進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）では、生涯を通じて「食」により健康な生活を送るとともに、「食」を通じて精神的な豊かさを実感できるよう、関係機関と連携しながら食育を推進してきた。

今年度、同計画が最終年度を迎えることから、市民一人ひとりが食の大切さを考え、射水の豊かな資源を有効に活用し、健康で心豊かな生活が送れるよう、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため第 4 次射水市食育推進計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- ① 食育基本法第 1 8 条第 1 項の規定に基づく市町村食育推進計画
- ② 国の「第 4 次食育推進基本計画」、県の「第 4 期富山県食育推進計画」の基本的な考えを踏まえたうえで、本市の地域特性や実情を反映
- ③ 第 3 次射水市総合計画を上位計画とし、食育に関する施策を展開してきた各種計画との整合性を図る

3 計画期間 令和 8 年度から令和 1 2 年度までの 5 年間

4 基本理念と基本目標

基本理念 「射水の恵みを育み 射水の恵みに育まれ 健康で心豊かな人が育つまち」

基本目標と基本施策

- ① いっしょに食べよう、育もう 子どもの食習慣 <子どもの健全育成>
 - 1 家庭における食育の推進
 - 2 保育園、学校等における食育の推進
- ② みずから知ろう、実践しよう 食で健康生活 <健康に過ごす人生>
 - 3 ライフステージに応じた健康増進につながる食育の推進
 - 4 地域における食育の推進
 - 5 食の選択力の向上及び安全性の確保
- ③ つと伝えよう、育てていこう 射水の恵み <地産地消を通じた地域の活性化>
 - 6 地場産品への愛着の形成
 - 7 食文化の伝承・創造
 - 8 食の循環や環境を意識した食育の推進

5 計画の体系（裏面参照）

第 3 次計画の 9 分野 3 5 施策について、より効果的に施策を推進し簡明性の向上を図るため、第 4 次計画では 8 分野 2 1 の施策に統合、改編する。

6 経過と今後の予定

年 月	内 容
令和 5 年 1 2 月～令和 6 年 1 月	健康づくりアンケート調査の実施（市内の 2 0 歳以上の 2, 0 0 0 人対象）
令和 7 年 7 月	第 1 回食育推進会議で第 4 次計画の骨子案を協議
〃 9 月	市議会定例会で骨子案を報告
〃 1 0 月	第 2 回食育推進会議で第 4 次計画の素案を協議
〃 1 2 月	市議会定例会で素案を報告
〃 1 2 月	素案のパブリックコメントを実施
令和 8 年 1 月	第 3 回食育推進会議で第 4 次計画案を協議
〃 3 月	市議会定例会で第 4 次計画案を報告
〃 3 月	計画策定及び公表

計画の体系

○基本理念

射水の恵みを育み 射水の恵みに育まれ 健康で心豊かな人が育つまち

○基本目標

○基本施策

○取り組むべき施策

I 子どもの健全育成 いっしょに食べよう、 育もう 子どもの食習慣	1 家庭における食育の推進 2 保育園、学校等における食育の推進	① 望ましい食習慣や知識の習得 ※ 1 ② 家庭や地域における食事を通じた交流の推進 ③ よく噛む習慣の定着 ④ 教育活動における食育の推進 ⑤ 保育園・学校給食を通じた食育の推進
II 健康に過ごす人生 みずから知ろう、 実践しよう 食で健康生活	3 ライフステージに応じた健康増進につながる食育の推進 4 地域における食育の推進 5 食の選択力の向上及び安全性の確保	⑥ 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進 ※ 1 ⑦ 学童・思春期に対する食育の推進 ⑧ 青・壮年期に対する食育の推進 ⑨ 高齢期に対する食育の推進 ⑩ 地域のボランティアや各種団体による食育の推進 ⑪ 食に関する専門的な支援 ⑫ ボランティアなどの人材育成 ⑬ 食品に関する安全性の確保と相談体制の確立 ⑭ 消費者への情報提供の推進 ⑮ 生産・流通管理の徹底
III 地産地消を通じた地域の活性化 ずっと伝えよう、 育てていこう 射水の恵み	6 地場産品への愛着の形成 7 食文化の伝承・創造 8 食の循環や環境を意識した食育の推進	⑯ 地場産食材の積極的な使用と消費の拡大 ⑰ 農林水産業者との交流や食に関する体験活動の推進 ※ 2 ⑱ 魅力的な地場産品の育成 ⑲ 郷土料理や伝統的な食文化の伝承 ⑳ 射水ブランドによる新たな食文化の創造 ㉑ 食品ロスの削減 ※ 3

重点的に取り組む内容

- ※ 1 アンケート調査結果から、子育て世代及び子どもの朝食摂取状況が低下をしていることを踏まえ、朝食の摂取率向上に向けた取組を強化
- ※ 2 アンケート調査結果から、農林水産業や食文化への理解や関心が低いことを踏まえ、地場産品を通じた地域への愛着を形成するための取組を強化
- ※ 3 SDGsを見据えた食品ロスへの取組の強化

こども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成事業の拡充について

1 概 要

こども及び妊婦のインフルエンザ予防接種は、インフルエンザの発症や重症化を予防するもので、未就学児（接種時において生後6か月以上）から高校3年生相当の者及び妊婦に対して接種費用を助成している。今般、経鼻インフルエンザワクチンについて助成額を増額し、子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減に努めるもの。

2 昨年度からの変更点

(1) 未就学児の助成事業が県から移管され、他の対象者と一体的に実施

(2) 経鼻インフルエンザワクチン※の助成額を3,000円から6,000円に増額

※注射とは異なり鼻に噴霧するワクチン。接種費用は経鼻が約8,000～9,000円、注射が約4,000～5,000円と注射より経鼻が高いが、接種回数は1回で針を刺す痛みもなく、本人・保護者や医師・看護師の負担も軽減されることから、経鼻ワクチンの助成額を増額するもの。なお、接種費用は医療機関が独自に定めており、医療機関により異なる。

3 内 容

対象者		生後6か月～2歳未満	2歳～未就学児・小学生	中学生・高校生	妊 婦
助成額	注 射 インフルエンザワクチン	上限3, 0 0 0円／回			
	経 鼻 インフルエンザワクチン	接種対象外	上限6, 0 0 0円／回		接種対象外
助成回数	注 射 インフルエンザワクチン	2回		1回	
	経 鼻 インフルエンザワクチン	助成対象外	1回		助成対象外
助成期間		令和7年10月1日から令和8年1月31日まで			
助成方法		① 県内協力医療機関：現物給付（市内医療機関は全て現物給付） 対象者は助成金分を差し引いた額を支払い、医療機関が市に助成金を申請 ② 協力医療機関以外：償還払い 対象者は接種費用を全額支払った後、領収書を添えて市に申請			

4 市民への周知方法

9月中旬から下旬にかけて、対象者へ個別に助成事業の案内を送付する。また、市報、市ホームページや窓口等で周知に努める。

5 その他

経鼻ワクチンの助成額の増額に伴う予算対応に関し、2歳から小学生までは、注射2回接種と経鼻1回接種で助成額が同額となること、中学生・高校生に関しても、昨年度までの接種状況を鑑みて既定の予算で対応が可能と見込んでいる。

高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種の実施について

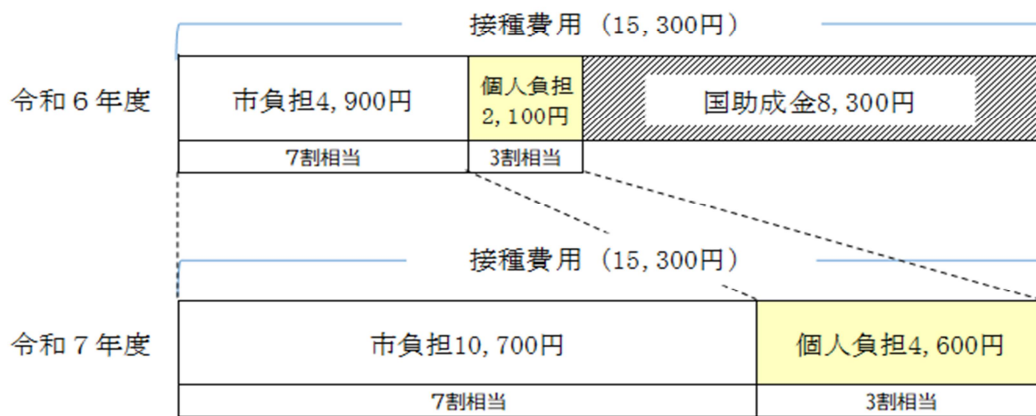
1 概 要

予防接種法に基づく定期の予防接種として、高齢者を対象に10月からインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種を実施する。なお、新型コロナウイルス感染症予防接種は、国からの助成金が令和6年度で終了したことから個人負担金を見直すもの。

2 昨年度からの変更点

(1) インフルエンザ予防接種
変更なし

(2) 新型コロナウイルス感染症予防接種
医療機関で支払う個人負担金を2,100円から4,600円に変更



3 内 容

予防接種の種類	インフルエンザ		新型コロナウイルス感染症
対 象 者	65歳以上の方※ ※60歳～64歳までの方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがある方も含める		
接 種 回 数	1回		
個人負担金 (接種費用の3割相当)	1,500円※ ※生活保護受給者は無料		4,600円※ ※生活保護受給者は無料
接 種 期 間	令和7年10月1日から令和8年1月31日まで		

4 市民への周知方法

9月中旬から下旬にかけて、対象者へ個別に接種券・予診票を送付する。また、市報、市ホームページや窓口等で周知に努める。

令和 6 年度射水市病院事業会計の決算見込みについて

1 概況

市民病院は、射水市の中核病院として、急性期医療から在宅医療まで、良質で高度な幅広い医療を提供するため、病院運営に努めています。

令和 6 年度は、外来は延患者数が減少したものの、入院については、タスク管理による目標設定や手術件数の増加により、延患者数が増加となったことで収益は増加しました。

しかし、給与改定による給与費の増加に加え、物価高騰や労務単価の上昇により材料費、経費が増加したことから、収益増を上回る費用増となり、242,755 千円の当年度純損失を計上する見込みです。

2 利用患者数

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度比較
入院患者数（延人数）	52,174 人	50,373 人	1,801 人
〃（実人数）	2,091 人	1,960 人	131 人
外来患者数（延人数）	79,103 人	81,228 人	△2,125 人
〃（実人数）	16,071 人	16,012 人	59 人

3 財務諸表

(1) 損益計算書

（単位：千円）

科 目	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度比較	科 目	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度比較
病院事業収益	3,978,229	3,696,699	281,530	病院事業費用	4,220,984	3,869,145	351,839
医業収益	3,419,142	3,200,154	218,988	医業費用	4,040,683	3,667,473	373,210
医業外収益	559,087	496,545	62,542	医業外費用	180,301	201,672	△21,371
特別利益	0	0	0	特別損失	0	0	0

当年度純利益 △242,755 千円

(2) 貸借対照表

（単位：千円）

科 目	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度比較	科 目	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度比較
資 産	5,663,913	5,757,173	△93,260	負 債	5,553,920	5,742,899	△188,979
固定資産	5,043,371	5,209,245	△165,874	固定負債	3,978,906	4,333,195	△354,289
流動資産	620,542	547,928	72,614	流動負債	1,186,163	994,517	191,646
				繰延収益	388,851	415,187	△26,336
				資本金	1,049,220	710,746	338,474
				剰余金	△939,227	△696,472	△242,755
資産合計	5,663,913	5,757,173	△93,260	負債・資本計	5,663,913	5,757,173	△93,260

(3) 欠損金処理

当年度未処理欠損金 939,227 千円は、繰越欠損金として翌年度に繰り越す。

4 資金不足比率

－％